

# 介護老人保健施設「きんもくせい」

## 運営規程

### 《事業の目的》

第1条 社会福祉法人愛和会が設置する介護老人保健施設（以下「施設」という）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員、支援相談員等（以下「従事者」という）が、要介護状態の入所者に対し、医療ケア及び生活サービスを提供することを目的とする。

### 《運営の方針》

- 第2条 この施設が実施する事業は、心身の状況、病歴を踏まえて、入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、療養生活の質の向上を図り、要介護者の家庭復帰を目指すものとする。
- 2 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者の家族との連携を図るものとする。
- 3 前2項のほか、豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第72号。）及び豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第13号。以下「市規則」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### 《施設の名称等》

- 第3条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 社会福祉法人愛和会  
介護老人保健施設「きんもくせい」
- (2) 所在地 豊中市寺内一丁目1番10号

《職員の定数及び職務内容》

第4条 この施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

平成30年2月1日

職種	定員	職務内容
医師 (管理者兼務)	1.0	入所者の疾病管理、適切な診断、治療を行ない、施設療養全体の責任管理を行なう。
看護職員	8.0	入所者の状態を観察し、健康管理、評価診断を行ない、他スタッフへの指導を行なう。
介護職員	14.0	日常生活におけるケア、訓練、レクリエーションの指導、家族への介護指導等を行なう。
支援相談員	1.0	施設と地域、入所者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。
理学療法士 (PT) 作業療法士 (OT)	3.9	A D L等の評価、リハビリテーションの計画立案を行ない訓練の実施、スタッフへの指導を行なう。
管理栄養士	1.0	入所者の栄養管理、食事指導及び、行事食等のレクリエーション的要素のあるメニュー作りを行なう。
介護支援 専門員	1.0	家族・入所者本人の同意を得て適切な施設サービス計画を作成する。又、要介護認定申請の援助を行う。
薬剤師	0.6	医者からの処方指示に基づく薬の調剤を行う。服用のタイミングで医薬品を配布する。
事務職員	必要数	施設管理全般を行なう。

\* 上記規定人数は短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の人数を含む。

\* 上記以上の配置・増員の場合もある。

《入所者の定員》

第5条 施設の利用定員は、50人とする。

《事業内容》

第6条 サービス内容は、以下に定める。

1. 施設サービス計画の立案
2. 食事 (原則として食堂でおとりいただく)
  - 朝食 8時00分～8時45分
  - 昼食 12時00分～12時45分
  - 夕食 18時00分～18時45分
3. 入浴

一般浴槽のほかに入浴を要する場合には特別浴槽で対応する。

週に最低 2 回の利用。但し身体の状態に応じて清拭とする事がある。

4. 医学的管理・看護（診察、各種検査等による健康管理の支援・身辺生活の自立を目指した支援）
5. 介護（日常生活におけるケア）
6. 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
7. 相談援助サービス
8. 行政手続き代行

#### 《利用料等》

##### 第 7 条

施設は、法定代理受領サービスに該当する入所サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該入所サービスについて介護保険法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前各項の支払を受ける額のほか、別紙料金表に掲げる費用の支払を受ける。
- 4 食費及び居住費について、介護保険法施行規則第 83 条の 6 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。なお、居住費について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
- 5 居住費について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護入所者より短期入所の滞在費を徴収する。

- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。  
サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、利用料に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に入所者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 施設は、別紙料金表に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに文書で説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

#### 《衛生管理等》

第 8 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

#### 《施設利用にあたっての留意事項》

第 9 条 入所者は、入所に際して以下の事項を守り、規則正しい療養生活を送り、家庭復帰を目指す。

1. 消灯は 22 時とする。消灯後のテレビ視聴、洗面、洗濯は行なわない。
2. 面会時間は、13 時から 17 時までとする。
3. 外出・外泊を希望するものは、所定の届出をもって、必ず前日までに申し出る。
4. 療養室内での飲食は禁止する。

5. 施設内は禁煙とする。
6. 営利行為、宗教の勧誘、政治活動は禁止する。
7. 洗濯物をご家族の方にご協力いただくこととする。  
(諸般の理由により施設にて洗濯を行う時は別途料金表に定める料金を徴収する)
8. 所持品には必ず名前を入れる。また、指輪などの貴金属等の貴重品は所持しない。

#### 《緊急時における対処方法》

第10条 入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 入所者に対し、入所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入所者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。

#### 《事故発生の防止及び発生時の対応》

第11条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - 三 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
  - 4 施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 《非常災害対策》

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回（内1回は夜間想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

## 《苦情処理》

第13条 入所サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した入所サービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行なう質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 施設は、提供した入所サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

## 《身体拘束原則禁止》

第14条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。但し、身体拘束その他必要と認められる場合に限り、施設管理者又は施設長が判断し、これに応じます。

2 施設は前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

一 「緊急やむを得ない身体行動制限に関する説明書」に記入し、安全管理委員会に諮る。

二 入所者又はその家族に説明し、同意を得て実施する。

## 《虐待防止に関する事項》

第15条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
- 二 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- 三 その他虐待防止のために必要な措置。

《その他運営に関する留意事項》

第16条 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

- 2 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者および家族の同意を得る。
- 5 本施設は、入所サービスに関する市規則で定める記録を整備し、市規則で定める日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と当該施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 16 年 1 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 17 年 7 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 17 年 10 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 18 年 4 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 19 年 4 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 22 年 9 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 25 年 4 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 26 年 4 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 27 年 3 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 29 年 7 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は平成 30 年 3 月 1 日に改定、施行する。  
この規程は令和 3 年 6 月 1 日に改定、施行する。